

平成 30 年度

運輸安全マネジメントに関する取り組み



広島バス株式会社

1、輸送の安全に関する基本的な方針

「仲良く力を合わせ」「安全に親切に」「規律正しく明るく」

- 1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営における根幹であることを深く認識し、全ての社員に輸送の安全の確保に最善の努力を尽くす意識を徹底させる主導的な役割を果たします。
- 2) 輸送の安全に関する法令を遵守して、安全管理体制の構築と維持に努めます。
- 3) 安全に関する計画を策定し、確実な実施と安全対策を不断に見直し、輸送の安全性の向上を実現いたします。
- 4) 輸送の安全に関する計画の施策、実行、チェック、改善のサイクルを実施いたします。
- 5) 輸送の安全のに関する情報を公表いたします。

2、輸送の安全に関する目標

1) 目標の達成状況（平成 29 年度） 3 月 16 日

事故種別	事故発生件数			
	平成 28 年度	平成 29 年度	事故増減	前年比
車内事故	18 件	15 件	-3 件	83.3%
健康起因事故	0 件	0 件	0 件	0%
自責事故	72 件	88 件	+16 件	122.2%
他責事故	40 件	44 件	+4 件	110.0%

年度	平成 28 年度		平成 29 年度	
	目標	発生件数	目標	発生件数
重大事故	0	3	0	6
重大な車両故障	0	2	0	0

※重大事故及び重大な車両故障とは自動車事故報告規則第 2 条に規定されているもの

目標は、達成できませんでした。

2) 輸送の安全に関する目標(平成 30 年度)

- [1] 重大事故、重大な車両故障及び車内事故発生ゼロ。
- [2] お客様、歩行者、二輪車等 交通弱者保護の運転により人傷事故ゼロ。
- [3] 基本動作の徹底により自責事故対前年比 50%減。
- [4] 厳正な点呼による飲酒、酒気帯び、無免許運転の根絶。
- [5] 右左折一旦停止及び交差点通過時の速度の抑制。
- [6] 交通整理の行われていない横断歩道での歩行者の保護。
- [7] 正しい運転姿勢による運転操作。

3、事故報告規則第 2 条に規定する事故発生状況

平成 29 年度 自動車事故報告書提出件数 6 件

4、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

弊社に於ける輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、弊社の「安全管理規定」に記載されています。

5、輸送の安全に関する重点施策

1) 安全目標を達成する為に以下の重点施策を実施致します。

- [1] 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する事。
- [2] 輸送の安全に関する設備投資を積極的かつ効果的に行う事。
- [3] 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、予防措置を行う事。

〔4〕 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達し共有する事。

〔5〕 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、またこれを適格に実施する事。

6、輸送の安全に関する計画

1) 安全に関する実績内容…29 年度

〔1〕 運転者教育

- 初任運転者教習の改善

一 昨年事故惹起者データから初任運転者における教習の改善(P・D・C・A)に取り組み、初任運転者事故を 10%削減致しました。

- 職場全体の交通安全意識の高揚

例年、自動車安全運転センターから全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せ、勤務内外での法令違反等を確認すると共に、交通安全意識の高揚と指導に活用致しました。

また安全運転管理に努めたものとして「自動車安全運転センター」より銅賞を拝領致しました。

平成 29 年 6 月 30 日

- 定期集合教育

運転者全員に「事故の傾向と対策」「セクシャルハラスメントについて」の座学を実施致しました。

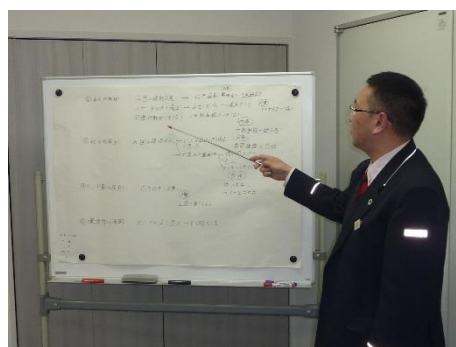
また、事故防止対策として、実際の事故映像を活用し「なぜなぜ分析」をグループワークで実施致しました。

平成 29 年 11 月 16 日～12 月 15 日

- 安全研修会

軽微な事故を惹起した運転者に対して、指導に併せ研修の取り組みを始めました。

月ごとに事故惹起者全員で、事故事例を観察し、他の運転者の事故防止に対する考えを聞くことにより事故の再発防止を図りました。



- 運転者へのアンケート

毎年、定期集合教育後に実施している理解度のアンケートの他、運転者の意識の変化を把握するため、「安全性」「お客様への安心感」「接客」「取り組み姿勢」の項目に対するアンケートを計画的に実施致しました。

把握したアンケートのデータをもとに、今後の教育に反映致します。

- 観光運転者に外部講師による講習

貸切バス冬季安全講習として『西日本高速道路パトロール中国株式会社』様より高速道路上での安全対策についての講習を実施して頂きました。

平成 30 年 2 月 13 日



安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

教育名	対象者	日程	実施者	実施回数
定期教育	全運転者	月初め	各 営業課内 運行管理者	月 1 回
新任管理者教育	新任管理者	管理者辞令後	安全教育課	随時
新任乗務班長教育	新任乗務班長	班長辞令後	安全教育課	随時
定期集合教育	全 運転者	2 月～3 月	安全教育課	年 1 回
冬季安全講習	観光営業課 運転者	1 月～2 月	安全教育課 外部講師	年 1 回
新任運転者教育	選任前 運転者	採用後 1 か月間	安全教育課 各 営業課	随時
事故惹起者教育 特定 I 及び II	重大事故惹起運転者	事故惹起後 再乗務まで	事故対策機構 安全教育課	随時
安全研修会	軽微事故惹起運転者	指定月	安全教育課	随時
特定運転者教育	再教育 運転者	再教育指定後	安全教育課	随時
特別運転者教育	特別教育 対象者	特別教育指定後	安全教育課	随時
復職時運転者教育	長期 休職者	復職後 再乗務まで	安全教育課 各 営業課	随時
高齢者教育	65 歳以上	年齢到達時	事故対策機構	随時

〔2〕 新任運行管理者及び新任班長の教育

- 新任運行管理者の初任教育(運輸安全マネジメント・関係法令・運行管理者の役割)等を安全教育課において随時実施致しました。
- 新任班長の初任教育(運輸安全マネジメント・関係法令・補助者の役割)等を安全教育課において随時実施致しました。

〔3〕 班目標

- 各班は、当社の安全目標を達成するために更に細分化した目標を掲げ、それぞれの目標を達成することで、班員による安全に対する意識づけに取り組みました。

〔4〕 行政庁による訓練参加

- 平成 29 年 9 月 20 日 広島市立中島小学校に於いて「バスの乗り方教室」に参加し、児童に安全な乗降車やバスの死角等を実演いたしました。
- 平成 29 年 11 月 7 日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に於ける新型インフルエンザ対策の訓練を行いました。
- 平成 29 年 11 月 7 日「津波を想定した旅客・船舶の緊急避難(実証訓練)」に参加致しました。

〔5〕 インバウンドに伴う案内サービス

- 平成 30 年 2 月～ 広島駅南口で、バスの誘導・案内など活躍している、サービス推進係及び案内係は、タブレット端末での案内業務を始めました。
当社独自の案内アプリを使用し、外国のお客様をはじめとする皆様に、より良い情報の提供に努めております。

〔6〕 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策

- 定期的に専門機関による、全運転者に対するSASの検査を実施しております。
検査に異常を認められた運転者には、専門医による受診をさせるなど運転者の健康管理に努めています。

〔7〕 ストレスチェック

- 定期的に全社員の「ストレスチェック」を実施致しております。
ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して、自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し職場環境の改善につなげる取組を実施しております。

〔8〕 PCS(衝突軽減ブレーキシステム)LDWS(車線逸脱警報装置)装備車両の導入

- 昨年度に引き続き、安全をサポートする車両を観光営業課に1台(新車)追加導入致しました。

〔9〕 車外注意喚起装置の活用

- 狭隘区間に於ける二輪車の事故を防止するため車外に注意を喚起する放送装置を順次取り付け、活用を励行することにより二輪車、歩行者の事故防止に活用しております。

〔10〕 安全管理規定に基づく運行保安監査

- 年末年始、交通安全運動期間(春季、夏季、秋季)に伴い、幹部による点呼内容の巡視、市内主要箇所にて立哨を行い、安全に対する運行保安監査を行いました。

また、経営トップは、ガイドラインを基に各営業課を適時、巡視等を通じて、安全管理体制の維持・向上のための責務遂行に努めております。

〔11〕 内部監査を行いました。

実施日:平成29年6月15日~7月15日

監査員:NASVA安全マネジメント内部監査講習を受講した内部監査員

監査項目:「平成28年度」運輸安全マネジメント ガイドライン各項目

監査所見:内部監査を実施した結果、各営業課において事故防止の計画、事故防止の実行、事故防止のチェック、そして改善内容に是正処置及び改善処置のフォローアップを実施いたしました。

〔12〕 行政処分情報

この度、弊社は中国運輸局より以下の行政処分を受けました。

お客様並びに関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け管理体制を再構築し、信頼回復に努めてまいります。

1. 行政処分の発令日

平成30年3月27日

2. 対象営業所

吉島営業課

3. 処分内容

警告

4. 主な違反事実

点呼の記録義務違反

・記載事項の不備

(道路運送法第7条第3項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

5. 処分にに基づき講じた措置

- ・正確な点呼記載の実行
- ・記載事項の二重チェック
- ・運行管理者及び補助者に対する点呼記載事項の教育

1) 安全に関する計画…平成 30 年度

[1] 基本戦略

- 車内事故防止の取り組み強化
- 情報共有に於ける組織体制及び指揮命令系統の強化
- 安全文化の構築
- サービスの向上

[2] 行動方針

① 交通安全運動参画と弊社独自の安全イベントの計画

社員一丸となり交通運動の参画や弊社独自の交通安全イベントを引き続き開催する事で、安全意識の向上を図ります。

② 班単位に於ける安全意識の向上

50日毎に無事故を達成した班に、達成記念として賞品を贈呈するなど、班単位での安全イベントを昨年度より展開しています。

③ 車内外マイク使用による、車内事故防止

車内マイクの使用強化により、一昨年度から車内事故が減少していることから、引き続き今年度も継続すると共に、併せて車外マイクを効果的に活用し、乗客案内に努めるよう教育致します。

更に重大事故に鑑み、指差しによる「降車確認」が、基本通りにされているかを添乗等により再確認を行い、扉事故を減少からゼロなるよう努めます。

④ 教育の充実、向上

引き続き、実際の事事故事例を全員に展開し、再発防止策を全員が考えます。

特に情報を共有できるグループ型「ロールプレイング」の教育に重点を置き、事故防止に取り組みます。

また、教育担当の運行管理者は、各種研修、講習に積極的に参加し、指導のスキルアップを図り、併せて安全に対する情報交換に努めます。

⑤ 立哨及び添乗の強化

「輸送の安全に関する目標」である右左折時一旦停止等、更に指差しによる「降車確認」の励行等、立哨及び添乗調査の強化を図り指導いたします。

⑥ ドライブレコーダーの活用

今年度、常時型ドライブレコーダーが全車装備されることから、事故発生時の状況や原因を詳しく検証し、再発防止の教育資料に活用するだけでなく、平時に於いても、ドライブレコーダーの観察を増やし、安全や接客に対する問題点を全運転者に展開いたします。

⑦ ヒヤリ・ハットの活用

常時型ドライブレコーダーが全車装備されることから、「ヒヤリ・ハット」の収集を積極的に行い原因を分析し、個別の指導や運転者全体への注意喚起や安全教育に活用致します。

併せて事故惹起者より「ヒヤリ・ハット」の提出を促し、事故後の指導教育による危険予測の理解度を測定します。

[3] 健康管理への取り組み

① SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策の推進

ナスパでの一般診断以外にも簡易検査・PSG検査を継続しSASの早期発見、また、治療経過の聞き取り及び記録を行い、場合により専門医からの意見聴取を行い、乗務の可否を判断します。

また、全運転者は3年毎に受診できる取り組みを継続致します。

② ストレスチェックの推進

運転者のストレス状況を毎年、把握することにより、メンタルヘルスの管理を行います。

[4] 安全に関する投資

① 車両の新車代替と重整備 (税抜)

年度	種別	所属	予算
平成 29 年度実績	新車代替	乗合 11 台・貸切 1 台	362,949,000 円
	中古車代替	乗合 3 台	
	重整備	乗合 5 台	14,019,675 円
平成 30 年度予定	新車代替	乗合 10 台・貸切 1 台	336,617,000 円
	中古車代替	乗合 10 台	
	重整備	乗合 7 台	19,765,000 円

② 新機種(常時記録型)ドライブレコーダーへの移行

年度	追加台数	移行車両合計	所属	費用
平成 29 年度実績	42 台新機種入替	167 台/230 台	乗合・観光	11,930,200 円
平成 30 年度予定	40 台新機種入替	207 台/230 台	乗合・観光	11,480,000 円

③ 狭隘区間運行路線 車外注意喚起装置の追加導入

年度	追加台数	取付車両合計	所属	費用
平成 29 年度実績	新車 10 台追加	86 台/210 台	乗合	250,000 円
平成 30 年度予定	新車 10 台追加	96 台/210 台	乗合	250,000 円

7、輸送の安全に関する情報の共有

情報の伝達、共有に係る会議

会議	対象者	実施時期	内容
役員会議	社長、取締役役員、執行役員	適時	
部課長 会議	社長をはじめとする役員 運行管理部門課長 経営管理部門課長	二か月 1 回	経営トップによる安全運行に関する指導並びに進捗状況と運行実績の報告
運輸部 会議	運輸部役員をはじめとする 運行管理部門課長、係長	毎月 1 回	事故報告並びに各種運行関係情報の共有化を推進
管理者 会議	運行管理部門 課長をはじめとする 運行管理者、補助者 安全教育課(オブザーバー)	毎月 1 回	運輸部会議における報告事項等の伝達と徹底 営業課内の問題点の対応
班長会議	運行管理者、班長 安全教育課(オブザーバー)	適時	管理者会議における報告事項等の伝達と徹底 運転者からの意見対応
安全衛生委員会	委員長、産業医、安全管理者 衛生管理者、	毎月 1 回	労働者の危険又は健康障害を防止するための対策を講じます

8、輸送の安全に関する内部監査結果と措置内容

1) 内部監査の実施

〔1〕安全管理体制の向上に寄与する監査

適合性の監査だけでなく安全管理の取り組みが、有効に行われているか監査基準をもとに有効性の監査も行います。

また、不適合を指摘するだけでなく前回の内部監査で指摘された不適合についても再発防止策が有効に機能しているかを確認いたします。

〔2〕奨励と総合学習

被監査部門における優れている分野を奨励し、その取り組みを社内で共有、推奨いたします。

9、マネジメントレビューと継続的な改善

監査の結果や改善すべき事項の報告、若しくは、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を被監査者と検討し、是正措置又は予防措置を講じます。

10、文書の作成及び管理

1) 安全管理体制構築・改善する上で基本となる必要な手順を示した文書作成・管理

〔1〕自社に合った文書の作成と適切な管理。

〔2〕誰もが業務を引き継げるよう標準化するために適切な文書管理。

11、安全統括管理者

1) 氏名 安藤 半兵

役職 取締役営業本部長

2) 安全管理規定 別紙の通り作成し届け出ています。

平成 30 年 4 月 1 日